２０２２年１２月１３日

広島県知事　　湯崎　英彦　様

広島県教育長　平川　理恵　様

県教委「官製談合疑惑」をただす市民の会

共同代表　　田村　和之

　〃　　　　今谷　賢二

（連絡先　090-1352-4126）

県教委「官製談合疑惑」の全容解明と責任の明確化を求める要請書

　「週刊文春」誌の報道に端を発した県教委による「官製談合疑惑」は、外部専門家による調査報告書（概要）が公表され、新たな段階を迎えています。

公表された調査報告書（概要）は、県教委がNPO法人・パンゲア及びその理事と締結した契約を調査対象とし、官製談合防止法８条及び地方自治法２３４条２項に照らした法的評価を行うという極めて限定的な内容となっています。そのため、私たちが求めてきた全容解明はもちろん、当該NPO法人にとどまらない県教委契約の調査、子どもや教育への影響などへの言及はありません。この点では、今回の調査報告書（概要）は問題の一側面についての調査、検討であり、この調査報告書をもってすべてを終結とすることは許されません。

・例えば、私たちが行政文書の開示請求によって入手した「教科「情報」、科目「情報１」の教員向けの授業支援」に関わる文書では、事業実施の半年前にNPO法人・パンゲア理事を講師としたオンライン会議が実施され、この助言に基づく校長会説明などののちに事業化され、１者のみ入札の公募型プロポーザルによって、当該法人が事情実施者として契約している。理事を講師とした契約、法人を相手とした事業契約などについて、法的な問題は指摘されていないが、一連の経過は教育行政のあり方として妥当なのか。疑念を持たざるを得ない。

・例えば、「週刊文春」で報じられた「工業高校ホームページ作成業務」は、契約に至っていないとの理由で法的な問題はないとされているが、予定価格の漏洩が行われている疑惑は不問でいいのか。

問題の根源を「組織風土」というあいまいな概念に収斂させていることなど、調査報告書（概要）がもつ課題とともに、事業の企画・立案から実施に至るまでのすべての過程での疑念を払拭する全容解明が必要です。この作業なくして、県教委の総括、再発防止にはなりえません。

こうした限界を持っている調査報告書（概要）ではあっても、県教委がNPO法人・パンゲアとの間で締結した２件の契約について官製談合防止法８条及び地方自治法２３４条２項に反すると結論づけていることは重大です。特に、官製談合防止法８条は「５年以下の懲役又は２５０万円以下の罰金に処する」と刑事罰をもって対処するものであり、実行者の特定をはじめ県教委総体としての責任の明確化は避けられません。また、特定の職員のみを「違法行為の実行者」として処罰して幕引きを図るなど言語道断です。

　私たちは、今回の県教委による官製談合疑惑は、疑惑を報じられること自体が、県民・子どもたちの教育行政に対する不信を招くものだと指摘してきました。県教委自身が委託した「専門家による調査」が行われ、その報告書が公表された現局面にあたり、述べてきた点もふまえて以下の諸事項を要請します。今回の一連の事態が、教育行政に対する県民の大きな不信を招いていることも考慮いただき、真剣な検討とさらねる全容解明、責任の明確化に向けたご尽力を強く求めます。

記

１．外部専門家による調査報告書（概要）をふまえつつ、法律的な側面に限定しない全容解明が必要です。とりわけ、教育行政のあり方、県内の子どもや学校教育への影響などについて、真摯に検討し、その調査結果を公表すること。

２．官製談合防止法８条違反の指摘をふまえ、県教委としての責任の明確化を行うこと。その際、実行者に限定することなく県教委内での指示、命令系統などを真摯に検討し、県教委総体としての責任を明確にすること。また、その責任に応じて、官製談合防止法などが規定する法的な手続きを進めること。

３．私たちは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）の改正によって、県教委教育長には従前と比しても絶大な権限が付与されているとともに、総合教育会議の設置と運営など教育長の任命権者である県知事の教育行政への関与も大きくなっていることを指摘し、県知事の積極的な関与も求めてきました。この点もふまえ、県知事が事態の全容解明、責任の明確化に向けて積極的に対応することを求めます。また、教育長の招聘、任命に関わる県知事の責任についての明確化も求めます。

４．官製談合疑惑の対象となってきた事業などが、県内の学校教育、児童・生徒にどのような影響を与えているかも重要な焦点です。教育行政のあり方、子どもの教育への影響についても真剣な調査と検討を求めます

５．今回の一連の事態に関わって、県教委が行政情報に対して極めて閉鎖的で、後向きに対応されている場面にいくつも遭遇してきました。わずか数ページの資料の開示に期限延長が行われたり、開示請求の翌日には開示期限の延長通知が発出されたりするなど条例の趣旨を損なう対応は即刻改める必要があります。県教委総体としての真摯な検討と改善を求めます。

以　　上